

(最低制限価格の設定等)

第 27 条 最低制限価格を設定する対象は、工事又は製造その他の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札で、上限価格が 1 億 5,000 万円未満の工事又は製造その他の請負を対象とする。ただし、工事又は製造以外の請負契約については、市長が特に必要があると認めたものに限る。

2 最低制限価格を算出するための上限価格（消費税及び地方消費税を除く。）に乗じる数値は、1 億 5,000 万円未満のものは 100 分の 87.5 から 100 分の 90.5 までの範囲内とし、抽選又は指名委員会で決定する。

3 抽選の場合の最低制限価格を算出する上限価格（消費税及び地方消費税を除く。）に乗じた後の価格に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てたものを最低制限価格とする。

4 第 2 項に定める抽選は入札ごとに行うものとする。ただし、第 1 回の抽選により落札者がいない場合は、再抽選を行うものとする。

5 上限価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、最低制限価格未満の者は失格とする。

(上限価格等の入札前公表)

第 28 条 市は、入札に付す工事その他市長が必要と認めるものについて、当該入札前に上限価格を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、指名通知のときに執行入札一覧表に記載することにより行うものとする。

(上限価格書の作成等)

第 29 条 市長は、上限価格（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格を含む。）を記載した上限価格書を作成して封書にし、開札の際、これを開札場所に備えなければならない。ただし、当該入札前に上限価格を公表する場合は、この限りでない。

(入札の方法)

第 30 条 一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札書を 1 件ごとに必

要な事項を記入し、記名押印して、指定の日時まで指定の場所に入札者又はその代理人が提出しなければならない。ただし、公有財産売却システムによる入札にあっては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、提出しなければならない。

- 2 入札金額には、1,000 円未満の端数を付けてはならない。入札金額に 1,000 円未満の端数を付けたものがあるときは、その端数の金額は、記載のないものとみなす。
- 3 入札者は、入札書に文字の訂正又は抹消の必要がある場合は、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、建設工事総合評価方式、電子入札その他必要な一般競争入札実施に係る手続は、別記のとおりとする。

別記 8（第 2 条関係）

建設工事等電子入札

（趣旨）

第 1 条 市が発注する建設工事等を電子入札により行う場合の手続に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 「建設工事等」とは、規則第 2 条第 2 項に規定する工事及び測量業務、建設コンサルタント業務等をいう。

2 「電子入札」とは、岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札をいう。

3 「IC カード」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

（対象建設工事等）

第 3 条 電子入札の対象となる建設工事等は、前条第 1 項の建設工事等のうち、美作市建設工事等入札指名委員会が電子入札によることが適当と判断したものを対象とする。

(案件登録及び入札参加者の指名等)

第4条 市長は、電子入札を行う建設工事等について、電子入札システムにより、入札公告、入札参加者の指名等及び入札日時その他入札について必要な事項を登録し、入札参加者に通知（以下「指名及び通知」という。）を行う。

2 市長は、前項の規定による指名及び通知に併せ、郵送により指名及び通知を行うことができる。

(入札参加資格確認申請書の提出)

第5条 電子入札による一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で指定された期間内に、電子入札システムへの登録により入札に参加する旨の意思表示を行った上で、一般競争入札参加資格確認申請書その他市長が対象建設工事等ごとに定めた参加資格が確認できる書類を入札公告に定めるところにより市長へ提出するものとする。

(入札)

第6条 入札は、ICカードを使用して電子入札システムにより行う。

2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が入札を行う場合は、当該共同企業体の代表会社のICカードを使用して入札を行うものとする。

(上限価格の公表)

第7条 市長は、規則第28条の規定に基づき、上限価格を公表するものとする。

(入札執行回数)

第8条 上限価格を事前公表した建設工事等については、入札執行回数は、1回とする。

2 上限価格を事前公表しない建設工事等については、入札執行回数は、3回を限度とする。

(入札の辞退等)

第9条 入札の辞退及び入札参加表明の取下げは、電子入札システムにより届け出るものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、市長の承諾を得て書面により届け出ることができる。

(開札)

第10条 開札は、関係職員2人以上立会のうえ、入札の通知に示した場所及び日時に開札に立ち会った入札者の面前において、電子入札システムにより行うものとする。入札者

が立ち会わないときは、当該事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(上限価格等の登録)

第 11 条 市長は、上限価格、最低制限価格又は低入札調査価格を電子入札システムに登録する。

(落札者決定の保留)

第 12 条 開札の結果、低入札調査価格を下回る価格による入札があった場合（最低制限価格を設定した場合においては、予定価格以下の金額で最低制限価格以上の金額での応札があった場合）、入札参加資格者の審査又はその他の理由により落札者の決定を保留する必要がある場合には、市長は、入札者に対して落札者の決定を保留した旨を電子入札システムにより通知する。

(くじによる落札者の決定)

第 13 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

2 入札者は、入札金額登録時に電子くじ用の 001 から 999 までのいずれかの 3 桁の数字を登録するものとする。

(無効の入札)

第 14 条 入札者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (2) 入札参加資格を有しない者が入札を行ったとき。
- (3) IC カードを不正に使用したとき。
- (4) 開札日まで有効な IC カードを有していない者が入札を行ったとき。
- (5) 総合評価方式において、技術資料等の提出がなかったとき、又は技術資料等に虚偽の記載があったとき。
- (6) 一般競争入札の公告に規定する条件を満たさない者が入札を行ったとき。
- (7) その他規則第 34 条の規定に該当するとき。

(書面入札への変更)

第 15 条 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由(IC カードの閉塞、

紛失又は破損、端末の不具合等、当該入札者に責任があると認められる場合を除く。)に該当すると認められ、かつ、入札手続に支障がない場合には、入札書受付締切予定日時の1時間前までに、書面入札参加承認申請書を市長に提出し、その承認を得た上で、当該電子入札におけるその後の手続について、書面により参加することができるものとする。

- (1) 天災
 - (2) 地域的停電
 - (3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害
 - (4) その他市長がやむを得ないと認める事由
- 2 書面参加に変更した者については、当該電子入札において電子参加に変更又は復帰することを認めない。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。
- 3 市長は、第1項の書面入札参加承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、書面入札の承認を行うものとする。この場合において、入札者は、当該入札案件の契約の名称人となる者が記名押印し、001 から 999 までのいずれかの3桁のくじ番号を記入した入札書及び工事費内訳書（建設工事に限る。）を、封筒に封入して入札書受付締切予定日時までに指定する場所へ持参しなければならない。この場合において、くじ番号が未記入又は000の場合は001として取り扱うものとする。

(責任範囲等)

第16条 電子入札への参加に必要な手続を行う場合は、入札者が送信した当該手続に関する情報が電子入札システムに到達した時点で提出されたものとみなす。

- 2 前項の場合において、情報の送信には、使用する電子計算機の性能及び電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、入札者は、時間的な余裕を持って手続を行わなければならないものとする。

- 3 電子入札における期限等は、電子入札システム上の日付及び時刻を基準とする。

(システム障害等)

第17条 市長は、その利用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、入札等の延期又は書面入札への

移行など適切な処置をとるものとする。この場合において、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める者に必要な事項を連絡するものとする。

- (1) 一般競争入札の場合 入札参加資格確認申請書又は入札書を提出している者
- (2) 指名競争入札の場合 指名通知を行った者
- (3) 随意契約の場合 見積依頼を行った者

2 入札者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を講じるとともに、常に最新のパターンファイルを適用し、入札参加資格確認申請書や入札書等を作成又は提出するときは、必ずウィルス感染チェックを行うものとする。この場合において、提出された入札参加資格確認申請書や入札書等がウィルスに感染していることが判明したときは、市長は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

(その他)

第 18 条 電子入札システムを使用した随意契約による手続きについては、指名競争入札に準じて行うものとする。